

1. 件名：AOT等の変更に係る原子炉施設保安規定変更認可申請に関するヒアリング（柏崎刈羽7【1】、女川2【1】）
2. 日時：令和5年12月14日 10時00分～11時45分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、岡本上席安全審査官、  
義崎上席安全審査官、建部主任安全審査官、伊藤（拓）安全審査官、  
小野安全審査官、伊藤（謙）原子力規制専門員

実用炉監視部門

浅野上席監視指導官

事業者：

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 副部長 他4名

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー 他4名

原子力運営管理部 保安管理グループ 主任 他1名※

【以下傍聴者】

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 総括・品質保証グループ 課長 他4名※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力発電運営チーム 課長 他1名※

浜岡原子力発電所 総括・品質保証部 品質保証グループ 副長 他1名※

中国電力株式会社

電源事業本部 原子力運営グループ マネージャー 他4名※

電源開発株式会社

原子力技術部 運営基盤室（運用技術基盤）総括マネージャー 他2名※

日本原子力発電株式会社

発電管理室 部長 他4名※

## 5. 要旨

- (1) 東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社から、女川原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から以下の点について説明等を求めた。

【AOT延長等に用いる自主対策設備の削除に伴う保安規定の変更について】

- 本年11月21日の審査会合での指摘事項に対する、事業者としての保安規定変更の考え方を資料冒頭で明確にすること。

(3) 東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ AOT延長等に用いる自主対策設備の削除に伴う保安規定の変更について
- ・ 東北電力女川原子力発電所保安規定審査スケジュール（案）
- ・ 女川原子力発電所2号炉 LCO、AOT及びサーベイランスの設定（「運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置等の変更」の反映）
- ・ AOT延長等に用いる自主対策設備の削除に伴う保安規定の変更について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所7号炉 LCO、AOT及びサーベイランスの設定（「運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置等の変更」の反映）
- ・ 東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所保安規定審査スケジュール（案）